(その１)

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

〒１６０－００２２

1　主たる事務所の所在地　　東京都新宿区新宿２－３－１０
新宿御苑ビル６Ｆ　平山国際特許事務所内

（ふりがな）　かんなおとをしえんするべんりしゆうしのかい

2　政治団体の名称　　菅直人を支援する弁理士有志の会

3　代表者の氏名　　後藤　政喜

4　会計責任者の氏名　　後藤　政喜

5　平成　２５　年分

団体コード	0 5 4 0 7 8 3 9 2 0 0 0 1 0
前年繰越額	3，388，191 円

事務担当者の氏名　岡戸正典

電話番号　03-3352-1808

受付	審査	確認
	／	
消込	パンチ	照合
済		

2 1 7 9 2 0

6013号
26.2.-4
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無
□ 有　☑ 無
公職の種類　　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　菅　直人
公職の種類　衆議院議員　（現）・候

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

（その２）

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

１　収支の総括表

収　入　総　額	5,468,366
（前年からの繰越額）	3,388,191
（本年の収入額）	2,080,175
支　出　総　額	3,715,832
翌年への繰越額	1,752,534

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	2,080,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	2,080,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	2,080,000	

【エラーチェック済】

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	175	
	合　　計	175	

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	西出　眞吾	10,000	H25/1/7	東京都町田市南つくし野2-6-55	弁理士	
2	杉本　勝徳	50,000	H25/1/11	大阪府大阪市天王寺区四天王寺1-13-9	弁理士	
3	三好　秀和	10,000	H25/1/18	東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平ﾀﾜｰ	弁理士	
4	三好　秀和	20,000	H25/12/13	東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平ﾀﾜｰ	弁理士	
5	(小計)	30,000				
6	滝田　清暉	20,000	H25/10/23	東京都新宿区歌舞伎町2-41-12 岡埜ﾋﾞﾙ7F	弁理士	
7	柳田　征史	20,000	H25/10/24	神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜KSﾋﾞﾙ7F	弁理士	
8	小野　尚純	40,000	H25/10/24	東京都港区西新橋1-1-21 日本酒造会館	弁理士	
9	岡田　英彦	20,000	H25/10/24	愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ﾋﾞﾙ	弁理士	
10	丹羽　宏之	20,000	H25/10/24	神奈川県鎌倉市鎌倉山1-11-2	弁理士	
11	岸本　瑛之助	20,000	H25/10/24	兵庫県宝塚市平井山荘19-5	弁理士	
12	亀川　義示	20,000	H25/10/24	東京都中央区銀座7-14-3 松慶ﾋﾞﾙ	弁理士	
13	西郷　義美	20,000	H25/10/25	東京都武蔵野市吉祥寺東町3-23-4	弁理士	
14	谷藤　孝司	20,000	H25/10/25	京都府相楽郡精華町桜が丘1-30-20	弁理士	
15	伊東　忠彦	20,000	H25/10/25	東京都千代田区丸の内2-1-1 丸の内MYPLAZA16階	弁理士	
16	岡部　正夫	60,000	H25/10/25	東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ﾋﾞﾙ22階	弁理士	
17	岡部　譲	60,000	H25/10/25	東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ﾋﾞﾙ22階	弁理士	
18	松田　治躬	40,000	H25/10/25	東京都港区赤坂1-9-13	弁理士	

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
19	右田　登志男	20,000	H25/10/28	東京都武蔵野市境南町1-16-6	弁理士	
20	中島　淳	100,000	H25/10/28	東京都新宿区新宿4-3-17 ﾀﾞｳﾞｨﾝﾁ新宿8F	弁理士	
21	森下　賢樹	20,000	H25/10/28	東京都渋谷区恵比寿西2-11-12 ｸﾞﾘｭｯｸ代官山	弁理士	
22	羽村　行弘	20,000	H25/10/28	東京都杉並区阿佐ヶ谷北1-14-3 ﾙﾋﾟﾅｽ阿佐ヶ谷602	弁理士	
23	原　謙三	20,000	H25/10/28	大阪府箕面市牧落1-5-8	弁理士	
24	綿貫　隆夫	20,000	H25/10/28	長野県長野市中御所3-12-9 ｸﾘｴｲｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	弁理士	
25	西村　教光	20,000	H25/10/28	東京都足立区千住曙町41-2-1207	弁理士	
26	一色　健輔	20,000	H25/10/28	東京都港区新橋2-12-7	弁理士	
27	石田　俊男	20,000	H25/10/29	大阪府大阪市中央区粉川町2-7-810	弁理士	
28	藤川　忠司	20,000	H25/10/29	大阪府吹田市南正雀2-17-5	弁理士	
29	吉田　研二	20,000	H25/10/29	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-15-1	弁理士	
30	久保　幸雄	20,000	H25/10/29	兵庫県神戸市垂水区小束山5-5-2	弁理士	
31	安原　正之	20,000	H25/10/29	東京都新宿区市谷船河原町9	弁理士	
32	平田　忠雄	20,000	H25/10/30	東京都武蔵野市中町3-17-15-107	弁理士	
33	牧　哲郎	20,000	H25/10/30	東京都世田谷区東玉川1-9-8	弁理士	
34	高橋　明夫	20,000	H25/10/30	東京都武蔵野市中町2-1-15-1403	弁理士	
35	武田　明広	20,000	H25/10/30	東京都千代田区岩本町1-12-1 KM千代田ﾋﾞﾙ二階	弁理士	
36	井出　正威	40,000	H25/10/30	東京都千代田区五番町3-1 五番町ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾞﾙ9階	弁理士	

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
37	鈴木　晴敏	20,000	H25/10/30	神奈川県藤沢市藤が岡3-6-5	弁理士	
38	磯野　道造	40,000	H25/10/30	東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館内	弁理士	
39	菊池　新一	20,000	H25/10/30	神奈川県鎌倉市今泉台1-6-8	弁理士	
40	竹内　裕	20,000	H25/10/31	神奈川県川崎市中原区木月住吉町22-10-104	弁理士	
41	笹島　富二雄	20,000	H25/11/1	東京都武蔵野市中町1-11-16-2609	弁理士	
42	大澤　敬	20,000	H25/11/1	東京都練馬区石神井町6-27-8	弁理士	
43	石田　敬	100,000	H25/11/1	神奈川県藤沢市辻堂東海岸1-9-19	弁理士	
44	秋沢　政光	20,000	H25/11/5	東京都中央区日本橋箱崎町32-3-710	弁理士	
45	浅村　皓	200,000	H25/11/7	東京都三鷹市井の頭3-14-3	弁理士	
46	足立　勉	20,000	H25/11/8	愛知県春日井市妙慶町3-70-2	弁理士	
47	中尾　充	30,000	H25/11/14	兵庫県神戸市須磨区稲葉町6-1-7	弁理士	
48	安田　敏雄	20,000	H25/11/14	奈良県奈良市学園中3-1942-239	弁理士	
49	志賀　正武	20,000	H25/11/14	東京都千代田区丸の内1-9-2 ｸﾞﾗﾝﾄｳｷｮｳｻｳｽﾀﾜｰ20階	弁理士	
50	佐藤　一雄	20,000	H25/11/18	神奈川県藤沢市辻堂神台1-6-1-501号	弁理士	
51	松本　昴	20,000	H25/11/19	東京都港区赤坂3-2-2 日総第24ﾋﾞﾙ9階	弁理士	
52	國分　孝悦	20,000	H25/11/20	東京都武蔵野市吉祥寺東町1-6-18	弁理士	
53	大西　正悟	20,000	H25/11/20	埼玉県川越市伊勢原町1-20-2	弁理士	
54	溝上　哲也	20,000	H25/11/22	大阪府大阪市西区靱本町1-10-4 本町井出ﾋﾞﾙ2F	弁理士	

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
55	大野　克躬	20,000	H25/11/22	東京都杉並区高井戸東3-2-19	弁理士	
56	樺澤　聡	20,000	H25/11/26	東京都東村山市多摩湖町3-8-16	弁理士	
57	稲木　次之	60,000	H25/12/4	東京都千代田区麹町4-1　西脇ﾋﾞﾙ6階	弁理士	
58	蔦田　璋子	5,000	H25/12/5	大阪府大阪市中央区備後町1-7-10 ﾆｯｾｲ備後町ﾋﾞﾙ9階	弁理士	
59	村林　隆一	20,000	H25/12/5	大阪府大阪市中央区北浜2-5-23 小寺ﾌﾟﾗｻﾞ12階	弁理士	
60	安原　正義	20,000	H25/12/12	東京都新宿区市谷船河原町11 飯田橋ﾚｲﾝﾎﾞｰﾋﾞﾙ6F	弁理士	
61	青木　高	20,000	H25/12/17	大阪府吹田市佐竹台5-7-1	弁理士	
62	染谷　伸一	20,000	H25/12/27	東京都港区新橋4-29-6 寺田ﾋﾞﾙ603号	弁理士	
63	樺澤　襄	20,000	H25/12/27	東京都新宿区新宿3-1-22 NSOﾋﾞﾙ	弁理士	
64	阿部　英樹	20,000	H25/12/27	東京都港区虎ノ門1-2-18 虎ノ門興業ﾋﾞﾙ3階	弁理士	
65	杉本　修司	20,000	H25/12/30	大阪府大阪市西区江戸堀1-10-2 肥後橋ﾆｯﾀｲﾋﾞﾙ	弁理士	
66						
	その他の寄附	255,000				
	合計	2,080,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	181,240	0	
小計	181,240	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	34,592	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	3,500,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	3,534,592	0	
合計	3,715,832		

【エラーチェック済】

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	郵送代	50,000	H25/10/17	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	業務委託費	120,000	H25/12/17	菅直人を応援する会	東京都武蔵野市中町1-2-9-302	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	11,240				
	合計	181,240				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	会合代	34,592	H25/10/16	(一財)商工会館	東京都千代田区霞が関3-4-2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	34,592				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	寄附金	2,000,000	H25/2/28	菅直人を応援する会	東京都武蔵野市中町1-2-9-302	
2	寄附金	1,500,000	H25/12/17	菅直人を応援する会	東京都武蔵野市中町1-2-9-302	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	3,500,000				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

【エラーチェック済】

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年　2月　4日

政治団体の名称　菅直人を支援する弁理士有志の会

会計責任者の氏名　後藤　政喜　後藤　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成26年2月4日

菅直人を支援する弁理士有志の会
代表　後藤　政喜　殿

登録政治資金監査人 [redacted]
登　録　番　号　第　1572　号
研修修了年月日　平成21年5月25日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、菅直人を支援する弁理士有志の会の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書ついて、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、菅直人を支援する弁理士有志の会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

菅直人を支援する弁理士有志の会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、菅直人を支援する弁理士有志の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上